

第29回日本少年少女オープンヨット大会【西日本地区大会】

帆 走 指 示 書

1. この大会に用いる競技規則

2009-2012国際セーリング競技規則(以下 RRS.)、この大会に出場するクラスの規則、(この帆走指示書で変更された規則は除きます。)実施要項とこの帆走指示書を用います。

2. 参加資格と参加受付

2-1 実施要項の通りとします。

2-2 参加資格を持つ選手は、2009年5月3日14:00までに大会本部で受付を完了して下さい。

3. 帆走指示書に変更がある時や選手に知らせる事がある時

大会期間中に、帆走指示書に変更がある時は、陸上本部に、L旗を掲げて公式掲示板と場内放送で速やかに選手、指導者に知らせます。また海上では本部船にL旗を掲げて予告信号前に口頭で選手に伝えます。

4. 陸上で発せられる信号(陸上本部前のポールに掲げられます。)

4-1 L 旗(掲揚) …… レース委員会からの通知が公式掲示板に掲示されました。

4-2 AP旗(掲揚) …… レースは延期されています。出艇してはいけません。

4-3 Z 旗(掲揚) …… レース艇は、レース海面に出艇下さい。

4-4 B 旗(掲揚) …… 当日のレース終了後、抗議の受付を開始(クラス旗と共に掲げます)します。

B 旗(降下) …… 抗議の受付を締め切りました(クラス旗と共に降下)。

4-5 この時の音響信号は、旗が揚がる時は(長音2声)降ろす時は(長音1声)とします。

5. 海上で発せられる信号

スターティング・ライン又はフィニッシング・ラインに位置する運営艇に『N/H』旗、『N/A』旗、『AP/H』旗、『AP/A』旗が揚がった時は、RRSレース信号に定められたそれぞれの意味に加え【全艇直ちに帰港し、帰着申告を下さい。】を含むものとします。

6. レース日程

実施要項によります。

ただし、A海面・B海面、共に最終日は、12時30分以後に予告信号が発せられる事はありません。

7. クラス旗

クラス旗は下記の通りとします。

A海面 (上級者) …… OP級 …… 黒字 — OP旗

(上級者) シーホッパー級SR、ミニホッパー級、レーザー級、FJ級、SS級…青字シーホッパー級S

B海面 (初級者) …… OP級 …… 赤字 — OP旗

(初級者) ミニホッパー級 …… 赤字シーホッパー級SR旗

* OP級 初級者クラスに出場する艇はレース委員会の用意するリボンをスプリットポールのトップにしっかりと取り付けて下さい。

8. レース 海面

広島観音マリーナ沖合い (別図を参考にして下さい)

レース海面は、A・B別々に設定しますがレース委員会の裁量により変更する事があります。

9. コース（別図を参考にして下さい。）

10. レース海面で使用されるマーク

- 10-1 A・B 海面共に数字を表示した黄色の円柱のブイをそれぞれのマークとして使用します。
10-2 A・B 海面のスターティングラインは、本部船のオレンジ旗のマストと黄色の円柱ブイをアウターマークとします。

11. スタート(スタート信号は、海上本部船で行います。)

- A・B海面のスタートラインは本部船のオレンジ旗のマストと黄色の円柱ブイの間とします。
* 準備信号 …… スタート 4分前に準備信号旗(P旗、I旗又は黒色旗)が揚がり短音1声を発します。
* 1分前信号 …… スタート 1分前に準備信号旗(P旗、I旗又は黒色旗)を降ろし長音1声を発します。
* スタート信号 .. クラス旗を降ろし短音1声を発します。
次にスタートするクラスがある場合、同時にそのクラス旗を揚げ予告信号とします。
* B海面のスタートに関しては運営艇から指導することがあります。

12. フィニッシュ

- A海面のフィニッシングラインは運営艇のオレンジ旗と青旗を掲げたポールと黄色の円柱ブイの間とします。
B海面のフィニッシングラインは本部船のオレンジ旗と青旗を掲げたマストと黄色の角型ブイの間とします。

13. タイムリミット

- 各クラスの先頭艇がフィニッシュしてから20分後をタイムリミット(レースの終了)とします。
また、レースが終了した時は、『長音1声』と共にオレンジ旗と青旗を降ろして終了を知らせます。
この時までにはフィニッシュ出来なかった艇は、DNFとします。
但し、B海面においては本部艇委員長の裁量でタイムリミットの延期又は短縮することがあります。

14. 得点方式

- RRS 付則Aの低得点方式を適用します。なお総得点で同得点となった場合には、同付則A8によりタイを解き順位を確定します。

15. 抗議

- 15-1 抗議する艇は、B旗を掲げ出来るだけ相手艇に抗議する事を伝え、運営艇に相手艇のセール番号を報告しなければなりません。
15-2 抗議は、「その抗議に直接関係した艇に限り抗議する事が出来る」とします。
15-3 抗議は、陸上本部に用意してある所定の用紙に記入し、その日の最終レースが終了してから40分以内に陸上本部に提出する事。
15-4 審問は、抗議書が提出されてから、すみやかにプロテスト委員会で行います。また、レース委員会からの抗議でも、審問を行なう事があります。
15-5 B海面での抗議は行なわない事としますが、故意にルール違反をしたと見られる場合、またマナーに係わることでレース委員会より抗議が出されることもあります。

16. 大会の成立

- 各クラスとも7レースを予定としますが、1レースの完了をもって大会の成立とします。

17. 出艇申告と帰着申告

- 各ジュニアクラブの責任者は、選手全員の出艇、帰着を確認し、陸上本部に、その都度速やかに申告しなければなりません。また、リタイヤする選手、途中リタイヤした選手がいる場合も責任者は速やかに申告しなければなりません。

18. クラブ支援艇

- 18-1 支援艇を使用するクラブは、必ず陸上本部に申告する事。なお、レース委員会より要請があった場合は、選手艇の曳航、救助の支援をする事。
救助の要請がある場合以外はレース海面の外側を航行しなければなりません。

19. 安 全

- 19-1 出場する選手は出艇から帰着までの間、必ず有効性のあるライフジャケットを着用する事。
19-2 レース艇は救助及び曳航のために、直径5mm以上で長さ8m以上のバウラインを搭載する事。

20. 責 任

大会期間中、参加に関して(陸上または海上で)発生した人身及び物品の破損、損害は参加者の責任とします。